

茨城県報

号外第222号

昭和58年9月1日

木曜日

目次

規 則

●茨城県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課) 1

(人 事 委 員 会)

●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3

●管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3

訓 令

●茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課) 4

規 則

茨城県規則第43号

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則

茨城県行政組織規則(昭和42年茨城県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第83条を次のように改める。

(用水事業推進事務所)

第83条 霞ヶ浦用水事業を推進するための機関として、用水事業推進事務所を置く。

2 用水事業推進事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
茨城県霞ヶ浦用水 事業推進事務所	下妻市大字本城町	土浦市, 下館市, 結城市, 下妻市, 水海道市, 笠間市, 取手市, 岩井市 西茨城郡のうち友部町, 岩瀬町 新治郡のうち出島村, 八郷町, 千代田村, 新治村 筑波郡, 真壁郡, 結城郡 猿島郡のうち総和町, 三和町, 猿島町, 境町

別表第2農地部の部農地管理課の項第13号中「及び土地改良事業所」を「土地改良事業所及び用水事業推進事務所」に改める。

別表第5地方総合事務所の項中「生活商工課」を「商工労政課」に改め、「霞ヶ浦用水事業推進課（県西地方総合事務所に限る。）」を削る。

同表土地改良事業所の項の次に次のように加える。

用水事業推進事務所	計画調整課，営農対策課
-----------	-------------

別表第6地方総合事務所の項中

地方総合事務所	茨城県鹿行地方総合事務所鹿島商工分室	鹿島郡鹿島町大字鉢形	—	を
	茨城県県西地方総合事務所霞ヶ浦用水事業推進課	下妻市大字本城町2丁目	—	

地方総合事務所	茨城県鹿行地方総合事務所鹿島商工分室	鹿島郡鹿島町大字鉢形	—	に
---------	--------------------	------------	---	---

改める。

別表第7地方総合事務所の部総務課の項中第26号を第34号とし，第22号から第25号までを8号ずつ繰り下げ，第30号の前に次の7号を加える。

- 23 文化振興に関すること。
- 24 婦人対策に関すること。
- 25 青少年対策に関すること。
- 26 消費者行政に関すること。
- 27 交通安全対策に関すること。
- 28 交通事故相談に関すること。
- 29 海外移住に関すること。

同表同部同項中第21号を第22号とし，第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ，同項第17号中「広聴，」を「広聴及び」に改め，同号を同項第18号とし，同項中第16号を第17号とし，第15号を第16号とし，第14号の次に次の1号を加える。

- 15 霞ヶ浦浄化に係る連絡調整に関すること。

同表同部生活商工課の項中「生活商工課」を「商工労政課」に改め，同項中第1号から第6号までを削り，第7号を第1号とし，第8号から第31号までを6号ずつ繰り上げる。

同表同部農政課の項第12号中「県西地方総合事務所にあつては，霞ヶ浦用水事業推進課」を「霞ヶ浦用水事業推進事務所」に改める。

同表同部霞ヶ浦用水事業推進課の項を削る。

同表土地改良事業所の部の次に次のように加える。

用水事業推進事務所

- 1 霞ヶ浦用水事業の推進に関すること。
- 2 霞ヶ浦用水関連土地改良事業の啓もう、普及及び指導に関すること。
- 3 霞ヶ浦用水関連土地改良事業の調査及び計画設計に関すること。
- 4 霞ヶ浦用水事業に係る営農対策に関すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人 事 委 員 会）

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和58年 9 月 1 日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

茨城県人事委員会規則第 5 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第34 第 1 項中

「⁶⁴土地改良事務所長（高萩土地改良事務所長を除く。）」を
「⁶⁴土地改良事務所長（高萩土地改良事務所長を除く。）
（54の 2）霞ヶ浦用水事業推進事務所長」に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和58年 9 月 1 日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

茨城県人事委員会規則第 6 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中

「

土地改良事業所	所 長
---------	-----

」を

土地改良事業所	所 長	に
霞ヶ浦用水事業 推進事務所	所 長	

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

茨城県訓令第12号

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県事務決裁規程（昭和40年茨城県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第14条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 地方総合事務所の課に置かれる副参事は、第14条に規定する別表第8に掲げる事項のうち、上司の命を受けて処理する特定事務に係るもので、当該課長の指定する事務について専決するものとする。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（総務部長への協議）

第14条の3 第8条から第10条まで及び前条第2項の規定による専決事項を指定し、又はその指定を変更しようとするときは、あらかじめ総務部長に協議するものとする。

第18条の表地方総合事務所長の項及び地方総合事務所の次長の項中「主務課（室）長」を「主務課長」に改める。

別表第8 地方総合事務所の総務課長の項中「第4項（(2)及び(3)に限る。）」を「第4項（(2)及び(3)に限る。）から第6項までに掲げる事項」に改める。

同表地方総合事務所の生活商工課長の項中「生活商工課長」を「商工労政課長」に改め、「第4項の2、第5項、第6項」を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所